

幼稚園って どんなところ？

幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施行により、新制度の仕組みに入り運営する幼稚園と、新制度の仕組みに入らず、従来どおりの形態で運営する幼稚園に分かれます。幼稚園保育料の決定や保育料の軽減方法が異なりますので、ご注意ください。

幼稚園の入園について……………

幼稚園は、家庭では経験できない社会、文化、自然等に触れる場であり、幼児の自立に向けた基盤を育成する場です。

幼稚園での集団生活の中で、やる気や思いやりが育ち、自立心や協調性が培われ、心身が大きく育ちます。各園によって教育方針などは異なりますので、親子で納得のいく最適な幼稚園を選ぶことが好ましいです。

※2019年10月に予定されている幼児教育無償化により、保育料等の記載内容が変更となる場合があります。

入園申し込みについて

- 4月から入園の場合は、前年の9月1日から各園で受付が始まります。
- 子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る幼稚園を利用する場合は、市から1号認定子どもの認定を受けることとなります(17ページ)。新制度の仕組みに入らない園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。
- 入園案内については各園に問い合わせてください。

幼稚園保育料

幼稚園保育料の決定は、子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る園と、新制度の仕組みに入らない(従来どおりの)園によって異なります。

- 子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る幼稚園
保護者等の市町村民税額や園児のきょうだい順位に応じ、市が定める幼稚園保育料基準額表に基づき決定します。
詳しくは、保育所の保育料の決定(20ページ)をご覧ください。
- 子ども・子育て支援新制度の仕組みに入らない幼稚園(従来どおりの幼稚園)
各幼稚園が定める幼稚園保育料となり、就園奨励費(援助費)補助金の対象となります。

◎就園奨励費(援助費)補助金

私立幼稚園に就園する満3歳児・3歳児・4歳児及び5歳児の保護者で、高崎市に住所を有する人を対象に保護者等の市町村民税額や園児のきょうだい順位に応じ、入園料と保育料の一部を補助します。(具体的な手続は、園を通じてお知らせします。)

第3子以降保育料の無料化等について

第3子以降の子どもを幼稚園に就園させている保護者を対象に、申請により第3子以降の幼稚園保育料が無料になります。

子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る園と、新制度の仕組みに入らない園(従来どおりの園)により申請方法等が異なります。

- 子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る幼稚園
保育所での第3子目以降保育料無料化申込と同じです。詳しくは、20ページをご覧ください。
- 子ども・子育て支援新制度の仕組みに入らない幼稚園(従来どおりの幼稚園)
第3子以降保育料補助金の対象となります。(具体的な手続は、園を通じてお知らせします。)

対象条件

- 1 保護者と生計を一にし、前年の合計所得金額が38万円以下の子を3人以上有していること。
- 2 当年度の市町村民税の申告をしていること。
- 3 高崎市に住所を有していること。

